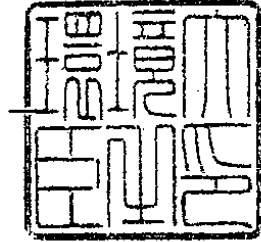


中央環境審議会会長  
森 篤 昭 夫 殿

環 境 大 臣  
鈴 木 俊



農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について (諮問)

標記について、環境基本法 (平成 5 年法律第 9 1 号) 第 4 1 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」 (昭和 4 6 年 3 月 2 日農林省告示第 3 4 6 号) (以下「告示」という。) に基づき、

- (1) 別紙 1 の農薬に関し、告示第 1 号イの環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙 2 の農薬に関し、告示第 4 号の環境大臣が定める基準を設定することについて貴審議会の意見を求める。

(別紙 1)

4-クロルフェノキシ酢酸

2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン (別名ジチアノン)

(RS) - S - sec-ブチル O-エチル 2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-イルホスホノチオアート (別名ホスチアゼート)

(RS) - 1-p-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール (別名テブコナゾール)

S, S-ジ-sec-ブチル O-エチル ホスホロジチオアート (別名カズサホス)

N-tert-ブチル-N'-(3-メトキシ-ortho-トルオイル)-3, 5-キシロヒドラジド (別名メトキシフェノジド)

4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(p-トリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド (別名トルフェンピラド)

(E) - 1-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン (別名クロチアニジン)

3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド (別名チアジニル)

5-tert-ブチル-3-(2,4-ジクロル-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾリン-2-オン (別名オキサジアゾン)

プロピル(1RS,2SR)-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタートを10±2%含むプロピル(1RS,2RS)-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタート (別名プロヒドロジャスモン)

(別紙 2)

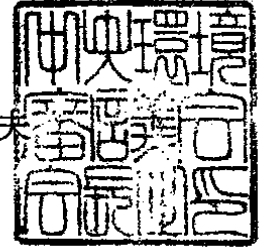
3' - クロロ - 4, 4' - ジメチル - 1, 2, 3 - チアジアゾール  
- 5 - カルボキサニリド (別名チアジニル)

5 - t e r t - ブチル - 3 - (2, 4 - ジクロル - 5 - イソプロポ  
キシフェニル) - 1, 3, 4 - オキサジアゾリン - 2 - オン (別名  
オキサジアゾン)

中環審第99号  
平成15年 2月13日

中央環境審議会土壤農薬部会  
部会長 松本 聰 殿

中央環境審議会  
会長 森 崑 昭 夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

平成15年2月13日付け環水土第23号をもって、環境大臣より当審議会  
に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の  
規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。